

第1編

序 論



1

計画策定の趣旨

本市では、昭和41年の市制施行以来、これまでに第1次から第5次までの総合振興計画を策定し、計画に基づいて、さまざまな施策を展開してきました。

第1次から第3次の計画までは、高度成長期に急増した人口への対応を図るために、さまざまな公共施設や都市基盤の整備に関する施策が中心となっていました。しかし、人口増加が落ち着き、社会が安定成長期となった第4次計画からは、環境保全、健康、国際化・情報化への対応、男女共同参画の推進、安全・安心の確保、少子高齢化対策、市民との協働の推進など、主要な行政課題は市民の多様な生き方や、精神的な豊かさを目指すものへと大きく様変わりしてきました。

本計画は、平成28年度に計画期間が終了する第5次計画を引き継いで、平成29年度からの10年間のまちづくりの基本方針となるものです。折しも第5次計画の最終年度である平成28年度には本市が市制施行50周年を迎えたことから、本計画は、この先の50年を見据えた新たなまちづくりの第1歩となることを目指して、これまでよりさらに市民と行政の協働を意識した計画として策定を進めました。

基本構想をまとめる段階から市民会議を設置し、公募市民と行政職員がこれからのまちづくりに向けて論議し、協働で計画の基本的な方向性をまとめました。また、基本構想の原案時点、前期基本計画の素案時点、そして、前期基本計画の原案時点の3度にわたってパブリックコメントと市民説明会を実施したほか、これからのまちの主役でもある小中学生の意見を聞く機会を設けるなど、できる限り市民の声を計画に反映させるよう努めました。したがって、本計画は市民と行政との協働で、これからの中間市政の方向性をまとめたものと言えます。



2

市勢の概要

埼玉県の南西部に位置する本市は、都心から 40 km 圈にあり、東は所沢市、西は飯能市と東京都の青梅市、南は東京都の西多摩郡瑞穂町、北は狭山市にそれぞれ接しています。

市域全体は、海拔 60 メートルから 200 メートルのややなだらかな起伏のある台地と丘陵からなっています。市東南端と西北端には、それぞれ狭山丘陵と加治丘陵があり、市域の約 10 分の 1 を占める茶畠とともに本市の豊かな緑を形成し、また、市域の西北部には荒川の主支流である入間川、中央部に霞川、南部に不老川といった市内を東西に流れる 3 本の河川とともに自然的な景観を作っています。また、市域の東北部には、狭山市・入間市域にまたがって航空自衛隊入間基地が所在していることも、本市の大きな特徴となっています。

交通の面では、鉄道駅として西武池袋線の 4 つの駅と JR 八高線の金子駅があり、主要道路としては一般国道 16 号をはじめ、国道 4 路線と県道 9 路線があります。さらに平成 8 年には圏央道（首都圏中央連絡自動車道）が開通し入間 IC が国道 16 号と接続したことで、その後の圏央道の整備拡張に伴って、首都圏へのアクセスのみならず広域的にも利便性の高い交通網が形成されています。

主な産業のうち、農業は県下最大の狭山茶の産地であり、サトイモや露地物野菜類の生産も盛んです。工業では、昭和 40 年代からの工業団地造成等により電気、機械工業を中心とした幅広い分野の産業が分布し、近年は先端技術産業など付加価値の高い業種の企業も増えつつあります。商業では、平成年代以降、入間市駅周辺が整備されて中心市街地の商業的な核として位置付けられたほか、区画整理事業の進捗に伴って武蔵藤沢駅周辺にも出店が進んでいます。さらに近年は、郊外型大規模店舗が進出し、平成 20 年に圏央道入間 IC 近くにオープンした大型アウトレットモールには広域から多くの来場者が集まるなど、新たな入間市の顔ともなっています。

近隣市である所沢市、飯能市、狭山市とは、平成 2 年から「埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）」の協定を結んでおり、公共施設の相互利用やイベントの共同開催など、さまざまな面で連携を図り、地域全体の視点からまちづくりを進めていることも大きな特徴です。

まちづくりのビジョンとして「香り豊かな緑の文化都市」を掲げ、首都圏にあって変化に富んだ自然と、その中で育まれる文化やコミュニティ活動の豊かさが本市の大きな特色となっています。

面 積	44.69 平方キロメートル 東西幅 9.3km 南北幅 9.8km 海拔最高点 203.5m 最低点 58.3m
人 口	総人口 149,140 人（平成 28 年 10 月 1 日現在） 世帯数 63,603 世帯（〃）
鉄 道	西武池袋線 4 駅（武蔵藤沢駅・入間市駅・仏子駅・元加治駅） ※市境にある稲荷山公園駅も市民は利用している JR 八高線 1 駅（金子駅）
道 路	首都圏中央連絡自動車道 1 路線 国 道 4 路線（16 号・299 号・407 号・463 号） 県 道 9 路線 市 道 4,606 路線



3

計画策定の背景と課題（社会的背景と市政の課題）

本市が置かれている社会的な背景を踏まえ、これから市政運営における課題を6つの視点から捉え、基本構想における基本的視点を設定し、各施策の展開につなげていきます。

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応

今後、日本の人口は大幅に減少することが予測されています。

今までは、本市の人口も平成52年には現在の約17%減の12万5千人余りになるものと推計され、人口の減少とともに進む少子化、高齢化により、65歳以上の人口は約37%と増加する一方、労働人口は徐々に減少していくことが推計されています。

人口構造の変化に伴う税収の減少と社会保障費の増大が予測されることから、こうした状況の変化に対応しつつ、子どもから高齢者までが生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくことが求められています。人口減少を食い止めるためにも地域を活性化し、まちの魅力を発見・創造しながら、それらをアピールしていくことが必要です。

(2) 安全・安心意識と環境意識の高まりへの対応

東日本大震災以降、市民の自然災害への不安は一層増大しています。

近い将来には、首都直下地震や大規模な東海地震等の発生が予測される中、地震や洪水、竜巻等、さまざまな自然災害が日本各地で頻発しています。また、身近なところで発生する犯罪や事故、テロなど、私たちを取り巻くさまざまな社会不安についても増大しています。さらに環境面では、地球温暖化の進行に対する温室効果ガスの排出量の抑制や再生可能エネルギーへの転換など、国全体で低炭素社会の実現に向けた取組や生物多様性の保全の取組が始まっています。

本市でも、市民の災害や犯罪等への不安とそれに対する意識の高まりに対して、さらなる安全・安心なまちづくりに向けた取組が求められており、環境問題に対しても、丘陵地や緑地等の自然環境の保全・活用に加え、再生可能エネルギーの導入など環境負荷低減に向けた市民・行政・事業者が一体となった取組が必要です。

(3) 厳しい財政状況への対応

わが国の経済情勢は総体的には回復基調にありますが、世界経済の動向、就労環境の改善状況、賃金への反映状況など、今後も不透明な要素が多く、経済的な側面から国民生活も豊かさを表現できるようになるには時期尚早といえます。

本市の財政状況を見ても、平成20年度から24年度までの5年間で市税収入が約20億円の減収となる一方、政策的な事業に対する経費は約20億円も増加しており、近年はこうした歳入と歳出の乖離が拡大してきています。特に、歳出の多くを占める社会保障費は著しい増加傾向にあり、5年間の年平均で約3億5千万円増加しており、市財政はますます厳しさを増しています。

今後、国の経済対策の効果が税収の増加に現れるか注視する必要がありますが、厳しい財政状況は今後も継続するものと考えられることから、中長期的な財政計画を整備し、これまで以上に計画的に財政運営を行うことが求められています。

さらに、財政状況の改善に向けては、現在の本市の組織や行政サービスを大胆に見直すことも必要となり

ます。行政施策において継続性は重要ですが、社会情勢が大きく変化する中では、行政が果たすべき役割についても改めて見直し、行政サービスを最適な形で提供することに配慮しながら、できる限り効率的で、効果的な施策を実行していくことが重要になります。

(4) 都市（まち）の持続性への対応

厳しい財政状況の中では新たな公共施設の整備や、都市的土地利用を拡大することが困難な状況となっています。さらに高度経済成長期に整備し、一斉に老朽化が進む多くの公共建築物や道路・上下水道などのインフラ施設についても、現在、計画的な更新ができていない状況にあります。

市民生活や行政環境が大きく変化する中で、高度情報化、安全・安心の確保、少子高齢社会の進展、市民との協働の推進などの諸課題に対応した公共施設の整備が求められており、既存の施設についても機能の見直しが必要となっています。また、財政状況を踏まえれば、すべての公共施設をこれまで同様に維持管理していくことは困難であり、これからは市民のニーズへの対応を図りながらも、公共施設の総量を圧縮しながら、効率的な維持管理を推進するといった持続可能な行政運営の手法が求められています。

さらに、郊外型大規模店舗の進出や市民のライフスタイルの変化を受けて、地域の商店街は縮小し、まちのあり方も変化してきています。今後、高齢化がますます進む中で、買い物弱者や高齢者が生活する住宅の不便さなどの問題も大きくなっていくことが想定されます。そのため、こうした課題に対処し、すべての人々にやさしく、持続可能なまちづくりに向けた検討が必要です。

(5) 国際化・高度情報化の進展への対応

現代は、個人の日常生活や経済活動も世界経済の動向と直結する時代であり、他国で起きた事象も私たちの生活に即座に影響するような状況が見られます。また、日本で暮らす外国人も200万人を超え、外国人が身近にいる状況が日常的になってきています。社会のグローバル化や国際化と合わせて情報化も進展しており、今や身の回りの情報機器はパソコンや携帯電話だけにとどまらず、スマートフォンやタブレット端末なども急速に普及してきています。ICT^{*}による高度情報化はグローバル化を加速し、市民の多様なライフスタイルの実現にもつながっています。また、SNS^{*}による情報交流も日常化する中で、人と人との交流のあり方も変化しつつあります。

一方で、高度情報化の進展は、情報格差や個人情報の流出・悪用、携帯電話やインターネットを使った犯罪の発生にもつながる危険な側面も持っています。

こうした状況を受けて、本市においても、市民一人ひとりが国際社会の一員であることを認識し、外国人に対する理解や国際感覚を向上させていくこと、また、ICTを適切に活用し、日常生活の利便性をさらに向上させるとともに、ICTの安全性・信頼性を確保していくことが必要となります。

(6) 地方分権の進展と新たな自治のあり方への対応

国の地方分権改革の取組、県から市町村への権限移譲などにより、地方分権は進められていますが、それに伴う十分な財源は移譲されず、本質的な地方分権の進展はこれからという状況です。また、限られた予算の中で多様化・高度化する住民ニーズに、行政がすべて対応していくことは難しくなってきています。

こうした中、地域のさまざまな資源や歴史、文化、伝統などを活用し、地方自治体としての自立性を高めるとともに、持続的な発展が可能となる魅力あるまちづくりへの取組が全国で始まっています。

* ICT : Information and Communication Technology 情報通信技術の略称

* SNS : Social Networking Service の略称。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

本市においても、住民参加による活動としては、従来からの自治会による住民自治に加えて、自主防災会、健康づくりネットワークなどが展開され、協働によるまちづくりが進められています。しかし、その一方で、近年は住民どうしの関係が希薄化している地域も増えており、地域活動を行う上で支障をきたしているような場合もあります。

今後は、行政サービスの見直しを進める中で行政の役割を見直し、市民にゆだねる住民自治の拡大が想定されます。本市においては、これまで市民との協働によるまちづくり活動を行ってきましたが、今後はそうした活動をさらに発展させて、市民一人ひとりが自分でできることは自分で行う（＝自助）、地域のコミュニティで助け合いながら対応する（＝共助）、市民ができないことは行政が行う（＝公助）、それぞれの役割分担を明確にしていくことが求められています。

また、住民どうしの日常的な交流を活発にして、つながりを深めていくことも重要になってきます。

4

計画策定の基本的考え方

計画策定にあたり、名称を以下の通り決定するとともに、「入間市総合計画策定方針」で示した計画のあるべき姿、策定手法などに基づいて計画策定を進めました。

（1）計画の名称

「第6次入間市総合計画」とします。

（名称変更の理由）

第5次の計画までは「総合振興計画」という名称を使っていましたが、すでに都市の基盤整備が進み、人口も安定化するなど、まちの成熟化が進んできていることから、計画全体の持つ方向性としても「振興」という「拡大」や「発展」をイメージさせるような文言はそぐわないという「次期総合計画基本構想検討市民会議」での意見を踏まえて「総合計画」とすることとしました。

（2）計画のあるべき姿

① 誰にでもわかりやすい計画

総合計画は、行政運営の目標を示すだけではなく、まちづくりの主体である市民と行政の共通目標であることが求められます。このため、市民の目線に立った、よりわかりやすい内容や表現の総合計画としました。

② 重点を明確にした計画

計画全体の重点を明確にするとともに、各分野の施策の目標に対してより実現性を高めるため、各分野における重点や優先順位などを明確にしました。

③ 市の最上位としてふさわしい計画

総合計画は、都市のあるべき姿の実現に向けた「まちづくりの指針」として、各分野の行政計画の上位に位置し、すべての分野にまたがって横断的に策定される唯一の計画です。これらのことと踏まえ、総合計画は、本市の最上位としてふさわしい内容の計画とするとともに、まちづくりの方向性を示すものとして策定しました。

④ 継続性、実現性のある計画

「まちづくりの指針」としての総合計画の位置付けを考慮すると、基本構想はまちづくり全体の基本方向を示しつつ、長期的な継続性のあるものとすることが必要です。また、基本計画は、各分野の計画期間内の取組を示すとともに、まちづくりを具体化する計画として、実現性の高い内容にすることが必要となります。これらを踏まえ、継続性、実現性が確保されたものとして総合計画を策定しました。

(3) 策定手法

① 市民参加・職員参加による計画づくり

まちづくりの目標となる総合計画は、市民と行政との共通理解と共通認識のもとに策定する必要があります。このため、市民参加の機会を確保し市職員が市民とともに計画づくりを進めました。

② 市民との情報共有

より多くの市民の意見を反映するためには情報共有が不可欠であり、市民会議、パブリックコメント、市民説明会、広報いるま等での情報公開など、さまざまな手段により情報共有を図りました。

③ 国、県の計画等との整合

総合計画は、本市域を対象とした計画ですが、各種の法律等により、本市を含む広域的な計画等が国、県等において策定されています。また、市民生活においても生活圏が広域化し、行政需要も広域的な課題が多くなっています。そのため、国、県の計画等と整合を図るとともに、近隣自治体との相互協力等にも配慮しながら計画づくりを進めました。

(4) 市政運営の基本方向

① 協働の取組

本市では、これまで自治会をはじめとする地域単位の地縁的な団体や自発的な志をもった市民活動団体と行政が協働して、まちづくりを進めてきました。

平成13年に「元気な入間都市宣言」を行って以降、平成16年には「元気ないるま まちづくり基本条例」を制定し、平成20年に「入間市協働ガイドライン」を策定した後は、このガイドラインに基づいて、さまざまな分野で市民と行政による「協働」を実践してきました。しかし、近年は、協働の取組を進める中で新たな課題も見えてきており、今後は市民も行政とともに意識改革を図りながら、新たな「協働」の仕組みを構築していく必要があります。

本計画においても、すべての政策・施策の中で「協働」の取組を模索し、市民と行政がお互いの特性を活かせるような「協働のとりくみ方向」を、積極的に各施策に位置づけ、実践していくこととしました。

② 多分野にわたる施策の取扱い

今後の市政においては、コミュニティ活動支援や人口減少対策、子ども・子育て支援、水循環対策、空き家対策、DV対策、文化振興、自然環境保全など、分野をまたぐ施策が数多くあります。

こうした課題は、各分野に個別の施策として位置づけるとともに、プロジェクト的な組織等を設置するなどして、部局間で連携して取り組んでいくこととします。

③ 財政的裏付け

総合計画に位置づけた政策・施策を実現するためには、財政的な裏付けが欠かせません。そのため、本計画と並行して「中期財政計画」を策定することとしました。

この財政計画は、「総合計画」のほか「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「行政改革大綱」「公共施設等総合管理計画」等の重要計画を踏まえて、平成29年度から33年度までの5年間の歳入を推計し、それに見合った歳出を編成した中期的な財政計画とするものです。

それぞれの重要計画の取組に伴う歳入・歳出への影響を考慮した推計とし、今後5年間、この「中期財政計画」に基づいて「実施計画」の策定を進めることとします。

■協働事業の構成■

領域	行政以外のサービス			行政サービス
区分	市民が中心（市民主導）	市民／行政	行政が中心（行政主導）	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治活動 ・地域活性化活動 ・地域課題の発掘 ・地域イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活支援 ・子育て支援 ・防災活動 ・防犯活動 ・環境保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への市民参加 ・行政計画の策定への参画 ・公の施設の管理、運営 ・パブリックコメント 	
協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・補助、助成 ・後援 ・事業協力（市民主体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・共催事業 ・実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・事業協力（行政主体） 	PPP（PFI等）

※「入間市協働ガイドライン」より（一部修正）